

第 5393 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 1月25日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成28年税制改正(法人関係)

Q：平成28年度の法人関係の税制改正は、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成28年の法人関係の税制改正には、次のようなものがあります。

①法人税率の段階的引下げ

現行23.9%の税率を平成28年4月1日以後開始事業年度23.4%、平成30年度4月1日以後開始事業年度23.2%に引下げ

②減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却方法が定額法に（定率法は廃止）

③青色欠損金の繰越期間

平成30年4月1日以後開始事業年度に生じた欠損金の繰越期間が9年から10年に

④地方税率の改正

道府県民税法人税割が3.2%から2.0%に、また市町村民税法人税割が9.7%から6.0%に%（いずれも標準税率）、地方法人税の税率が4.4%から10.3%に、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が廃止に

⑤企業版ふるさと納税の創設

地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金の20%からその寄附金について法人住民税額から控除される金額を控除した金額とその支出した寄附金の額の10%とのうち、いずれか少ない金額（当期の法人税額の5%を限度）の税額控除ができる制度が創設

